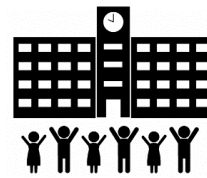




しゅうがくえんじよ

# 就学援助制度のご案内



経済的な理由により、小・中学校で必要な教育費用の支払いが困難なご家庭に対し、学用品費などを市が援助する制度です。



**対象者(保護者)** \*以下(1),(2)のいずれかの要件に該当する場合、対象です。

- (1) 児童扶養手当を受給している。(支給停止中の場合は対象外)
- (2) 生活保護を受ける方に準ずる程度に困窮している。

○同一生計世帯全員の令和7年中の総所得が、認定基準所得以下であること。

**\*同じ住所地に在住する配偶者、親族、同居人は原則同一生計とみなします。**

**世帯分離で世帯を分けている場合も、同一生計世帯とみなします。**



## 申請から支給までの流れ

- ① オンライン又は申請書の提出により申請 (保護者→教育委員会)  
\*紙での申請の場合は学校へ提出
- ② 市教育委員会で認定審査
- ③ 審査結果通知書を各学校を通じて保護者へ配布(教育委員会→学校→保護者)
- ④ 就学援助費を支給(教育委員会→保護者)



## 申請手続き

就学援助を希望される人は、**オンライン**又は**申請書**の提出により、申請できます。申請書での提出の場合、以下のものを学校が指定する日までに提出してください。

オンライン申請の締切日は4月30日(木)です。

\*申請書は、各学校・備前市教育総務課窓口に設置しています。

### 【申請者共通提出】

- ① 令和8年度就学援助費申請書 兼 世帯票
- ② 振込先口座情報(銀行名・支店名・口座番号・名義人カナ)が分かるものの写し

### 【該当者】

- ① 令和8年1月1日時点で備前市に住所がない場合  
⇒同一生計世帯全員の令和7年度所得・課税証明書
- ② 借家に住んでいる場合(児童扶養手当受給者は除く)  
⇒家賃の支払いがわかるものの写し(通帳写しや契約書写し等)



令和8年度就学援助費  
オンライン申請はこちら

【裏面もご確認ください】



## 援助の内容(費目、対象、年間支給予定額)

費目		年間支給予定額(円)	
		小学校	中学校
学用品費等【*】(上限あり)	学用品費(1年生)	11,630	22,730
学校で使用する学用品の購入費	学用品費・通学用品費(2年生以上)	13,900	25,000
新入学学用品費(4月認定の新1年生のみ) *入学前に支給を受けた場合は、対象外です。		64,300	81,000(定額)
校外活動等参加費	宿泊なし	1,600	2,310
交通費・見学料など(上限あり)	宿泊あり(年1回)	3,690	6,210
修学旅行費(上限あり)		22,690	60,910
学校給食費		無償化実施のため支給なし	

\*上記の学用品費等【\*】は、上記の上限金額から学用品費サポート事業により納付免除となった金額を差し引き、残りの金額が発生する場合に、3学期に支給します。

例)小学2年で納付免除額が12,300円の場合 ⇒ 上限13,900円との差額1,600円を支給

中学2年で納付免除額が31,230円の場合 ⇒ 上限25,000円を超えるため支給なし



## 注意事項等

状況	備考
令和7年中の同一生計世帯全員の所得が認定基準所得を超過している場合	就学援助は認定されません。表面に認定基準の目安を記載していますので、ご確認ください。
令和7年中の所得の申告をされていない場合	認定されない場合があります。必ず、税務署または市税務課で申告をしてください。
小・中学校に兄弟姉妹が通学している場合	小・中学校それぞれの学校への申請が必要です。
前年度に援助を受けた人 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給を受けた人	引き続き援助を希望される場合は <u>今年度分の申請が必要です</u> 。

\*就学援助費は教育総務課から保護者口座へ原則学期末ごとに支給します。

\*審査結果は、各学校を通じて令和8年6月中旬以降にお知らせします。

【問合せ先】備前市教育振興部教育総務課総務管理係 (TEL64-1802)